

ふれあい囲碁ネットワーク会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ふれあい囲碁ネットワークという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を山形県飽海郡遊佐町藤崎字一ノ坪44番地1に置く。

(目的)

第3条 この団体は、教育、社会福祉、産業など、現代社会のあらゆる場面に対し、ふれあい囲碁を活用して良質なコミュニケーションと円滑な人間関係の構築を実現し、だれにとっても生活しやすい、温かい社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ふれあい囲碁の実践
- (2) ふれあい囲碁の指導者育成
- (3) ふれあい囲碁の広報
- (4) ふれあい囲碁の道具の頒布
- (5) 会員相互の情報交流と親睦

(商標権)

第5条 この団体は、次の商標権（登録番号4852687号その他この団体が指定する商標）は、会員に対し無断使用を許諾せず、当該商標の使用を希望する会員は、この団体の承認を得なければならない。

(商標の使用禁止)

第6条 前項の定めに関わらず、第3条以外の目的のために第4条の事業その他の活動を行う会員、または、世話人会の指導に従わない会員に対して、この団体は前項に定める商標の使用を禁止する。この商標使用禁止の意思表示は、口頭又は書面による方法などの適当な方法により行うことができ、使用禁止の事実はふれあい囲碁ネットワークのウェブサイトに公表するものとする。

第2章 会員

(資格)

第7条 ふれあい囲碁を実践する団体は、この団体の会員になることができる。

(入会)

第8条 入会については団体会員のみとし、世話人会の承認を得て入会とする。

2 入会申込は、運営サイトからの申し込み、もしくは申込書を事務局に送付して行う。

(会費)

第9条 入会金および年会費は特に定めない。

(退会)

第10条 会員は、退会する旨を事務局に通告し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 世話人会は、第3条の目的に反する事業、活動を行う会員、世話人会の指導に従わない会員、ネットワークが提供する以外の基盤作成や販売、講座の開催を行った会員を本団体から除名することができる。

第3章 役員

(世話人)

第12条 この団体は、3名以上7人以下の世話人を置く。

(世話人の職務及び権限)

第13条 世話人は、単独で業務執行する権限を持たない。

(世話人選任)

第14条 世話人は、これまでの活動実勢に基づき指名された者を世話人会で選任する。

(世話人任期)

第15条 世話人の任期は、特に定めない。

(世話人辞任)

第16条 世話人は、任意に辞任することができる。

(世話人の解任)

第17条 世話人会は、第3条の目的に反する事業、活動を行った世話人、世話人会の指導に従わない世話人を解任することができる。

(代表世話人)

第18条 この団体は、1名の代表世話人を置く。

(代表世話人の職務)

第19条 代表世話人は、この団体を代表し業務を総理する。

(代表世話人の選解任)

第20条 代表世話人は、世話人会が選任し解任する。

(代表世話人の任期)

第21条 代表世話人の任期は、特に定めない。

(代表世話人の辞任)

第22条 代表世話人は、任意に辞任することができる。

第4章 会議

(種別)

第23条 この団体の会議は、世話人会と代表者会議の2種類とする。

(世話人会)

第24条 世話人会は、世話人から成る。

世話人会は、原則として年に2回以上開催し、代表世話人が招集し開催するものとする。

(世話人会の権能)

第25条 世話人会は、以下の事項について決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画および予算、ならびにその変更
- (3) 事業報告および決算
- (4) 世話人の選任および解任
- (5) 会員に対する指導
- (6) 会員の除名

(世話会の決議)

第26条 世話会の決議は、過半数の賛成をもって行う。また、世話人は、委任状を他の世話人に提出して世話会の決議に対する賛否の意見を述べることができる。

(代表者会議)

第27条 代表者会議は、会員の代表者から成る。

- 2 代表世話人は、世話会の決議に基づき、代表者会議を招集することができる。
- 3 代表者会議が開催されたときは、事業報告および決算報告、事業計画及び予算を説明するものとする。
- 4 代表者会議に出席した会員の代表者は代表世話人に対し第25条の事項について報告を求め、または、この団体の活動に関する意見を述べるることができる。

第5章 会計

(事業年度)

第28条 この団体の事業年度は、3月1日から翌年2月28日(29日)とする。

(事業計画および予算)

第29条 この団体の事業計画および予算は、年度ごとに代表世話人が作成し、世話人会において議決するものとする。

附則

1999年10月 1日から施行する。

2001年 4月 7日改正

2002年 4月 6日改正

2006年 4月 8日改正

2013年 4月 1日改正

2016年 3月11日改正

2017年 3月10日改正

2017年 6月23日改正